

浸水対策の 新しい取組

～ 特定都市河川の指定 ～

浜松市では、「浜松市総合雨水対策計画」に基づき、ハード対策に加え、自助・共助の手助けとなるソフト対策を組み合わせた「流域治水」を実施してきました。

「特定都市河川」の

水をながす・ためる整備を早める制度 や 水を保つ制度
を新たに活用して、「流域治水」をさらに推進します。

対象エリア 降った雨が安間川・馬込川に集まるエリア（裏面）

指定時期 令和9年3月末を予定

新しい取組

市が進める流域治水
（浜松市総合雨水対策計画）

整備を
推進

特定都市河川の指定による
雨水浸透阻害行為の許可制



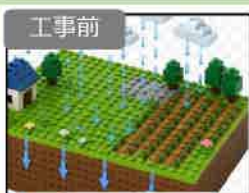
水をためる

土地にしみこんでいた水が、新たに流れ出ないように対策を求めます。その土地の持つ「水を保つ機能」を担保します。

「水をためる」ことで、流域治水の効果が得られやすくなります

雨水浸透阻害行為の許可制

雨がしみこみやすい土地を、しみこみにくくする場合、市の許可が必要となり、対策工事が必要です。



降った雨が土地にしみこみ、「水を保つ機能」があります

流れ出る しみこむ



舗装等により、しみこみにくくなります

流れ出る しみこむ

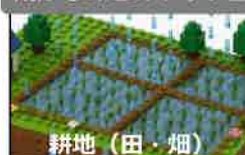


流れ出る量が増えないように対策します

流れ出る ためる

対象 雨がしみこみにくくなる土地が1,000㎡以上

雨がしみこみやすい土地



雨がしみこみにくい土地



対策工事の例 「水を保つ機能」を担保します



流域治水を推進し、どこでも安全、いつまでも安心、
持続可能で快適なまちを目指します。

問合せ

浜松市土木部 河川課(流域治水グループ)
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
TEL053-457-2451 FAX053-457-2368

この取組は、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づき実施します。実施状況や追加情報は、随時ホームページで公開します。



対象エリア



特定都市河川の対象

対象エリア

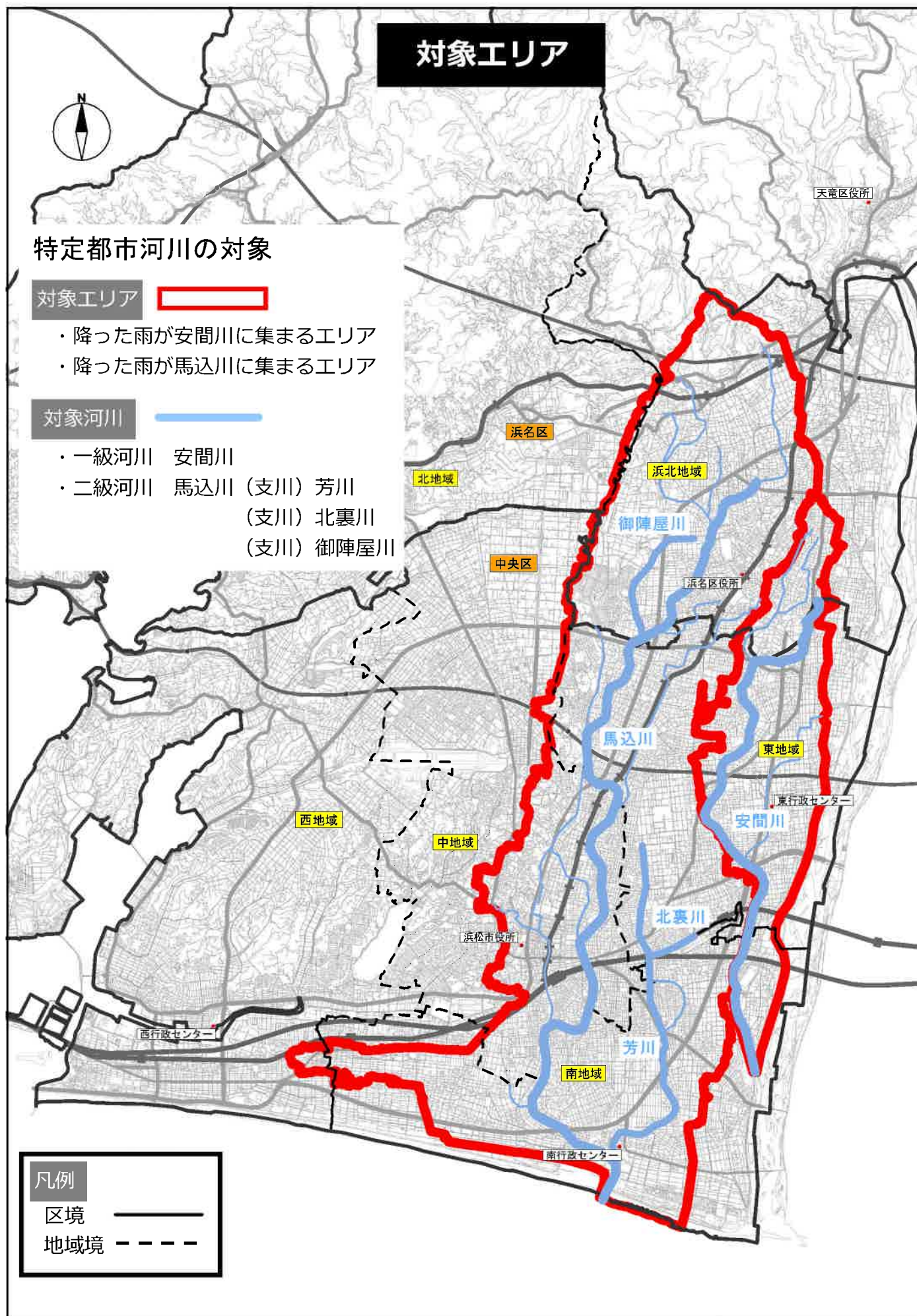


- ・ 降った雨が安間川に集まるエリア
- ・ 降った雨が馬込川に集まるエリア

対象河川



- ・一級河川 安間川
- ・二級河川 馬込川（支川）芳川
（支川）北裏川
（支川）御陣屋川



凡例

区境



地域境

